

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成27年 1月19日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猪股 伸晃

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）
J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）につき、8,000億円を上限とします。
J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）につき、8,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成26年7月17日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（４）発行（売出）価格

<訂正前>

（略）

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

<訂正後>

（略）

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）ファンドの目的及び基本的性格

（二）ファンドの特色

<訂正前>

（略）

当ファンドは以下の分配方針に基づいて収益の分配を行います。

「毎月決算型」

（略）

（毎月決算型の分配金お支払いのイメージ図）



前図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（以下略）

<訂正後>

（略）

当ファンドは以下の分配方針に基づいて収益の分配を行います。

「毎月決算型」

（略）

（毎月決算型の分配金お支払いのイメージ図）



前図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（以下略）

（3）ファンドの仕組み

<訂正前>

（イ）（略）

（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

～（略）

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成26年5月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成26年5月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（イ）（略）

（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

～（略）

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成26年11月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成26年11月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（1）投資方針

（ロ）投資態度

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2投資方針（1）投資方針（ロ）投資態度」については、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

運用委託先であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、以下のプロセスにしたがい運用を行います。



ボトムアップ・アプローチ*1

「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの各運用拠点に在籍する、各地域の新興国株式を担当するアナリストは、現地に密着した企業取材*2を行います。企業取材により収集した情報に基づき、投資対象企業について、業種内での競争力、経営陣の質、株価バリュエーション*3等について綿密な分析を行い、長期の業績予想や株価バリュエーション予想を行います。最終的に、これらの予想に基づく利益成長、配当、株価バリュエーションの変化、通貨の4項目の予想値を用いて、投資対象企業に現在の株価で投資した場合の長期的な「期待リターン」（期待収益）を算出します。

*1 「ボトムアップ・アプローチ」とは、経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法をいいます。

*2 「企業取材」とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて企業の情報を得ることをいいます。

*3 「株価バリュエーション」とは、企業の利益・資産等の企業価値に対して、株価が相対的に割安か割高かの判断をいいます。

組入銘柄の絞り込み

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、前記で算出した「期待リターン」が高いと判断される銘柄の中から、特に配当が高水準であると思われる銘柄を中心に、その銘柄が属する国・業種の評価、市場環境、経営の透明性や健全性等のコーポレート・ガバナンス等を考慮して、マザーファンドのポートフォリオに組み入れる銘柄を絞り込みます。

ポートフォリオの構築

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが、国・業種の分散、ポートフォリオ全体のリスク、個別銘柄の流動性等に配慮しながら、マザーファンドのポートフォリオに組み入れる銘柄およびその組入比率を決定します。

<当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社および運用委託先（以下「委託会社等」といいます。）は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりです。委託会社等は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。当該措置の詳細については、後記「3投資リスク（2）投資リスクに関する管理体制」をご参照ください。

- ・ 委託会社等の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券のマザーファンドでの組入れ
- ・ マザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社等の関係会社である証券会社等に対する発注
- ・ マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社等またはその関係会社の役職員による売買等の取引
- ・ マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社等が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）
- ・ マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ
- ・ 委託会社等またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使
- ・ マザーファンドと、委託会社等が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）
- ・ 委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金

（3）運用体制

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

<訂正前>

（図略）

～（略）

（注1）運用体制については、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを含めた「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（図略）

～（略）

（注1）運用体制については、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを含めた「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、平成26年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（5）投資制限

<訂正前>

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

～（略）

投資信託証券への投資制限

- A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（次の1および2に掲げるものを除きません。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券（次の1および2に

掲げるものを除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額(信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下において同じ。)の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

(略)

~ (略)

(参考)マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社(運用委託先を含みます。)によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

~ (略)

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券(次の1および2に掲げるものを除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額(マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。)の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

(略)

~ (略)

(ロ)投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

(略)

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

<訂正後>

(イ)信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

~ (略)

投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券(次の1および2に掲げるものを除きます。)の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券(次の1および2に掲げるものを除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額(信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下 および において同じ。)の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

(略)

~ (略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引(あわせて に定める取引をいいます。)、ならびに信託約款第16条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引(以下あわせて において「デリバティブ取引等」といいます。))を行う場合(マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。))は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量(以下 において「市場リスク量」といいます。))が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算

出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(バリュー・アット・リスク方式)による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

(参考) マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社(運用委託先を含みます。)によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

～ (略)

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券(次の1および2に掲げるものを除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額(マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下において同じ。)の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

(略)

～ (略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引(あわせてに定める取引をいいます。)、ならびにマザーファンド信託約款第17条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引(以下あわせてにおいて「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量(以下において「市場リスク量」といいます。)が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(バリュー・アット・リスク方式)による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

(略)

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下同じ。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、当ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合(マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行う場合を含みます。)は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量(以下「市場リスク量」といいます。)が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(バリュー・アット・リスク方式)による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

デリバティブ商品のリスク

<訂正前>

マザーファンドは、先物、オプション取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

(以下略)

<訂正後>

マザーファンドは、先物、オプション取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

(以下略)

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3 投資リスク(1) リスク要因」の末尾に以下の記載が追加されます。

<追加>

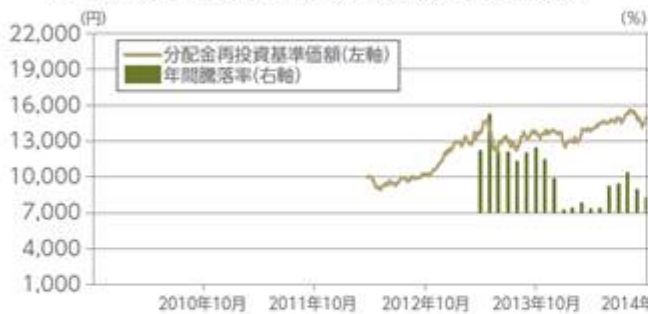
参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

JPM新興国高配当・成長株ファンド(毎月決算型)

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2009年11月～2014年10月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

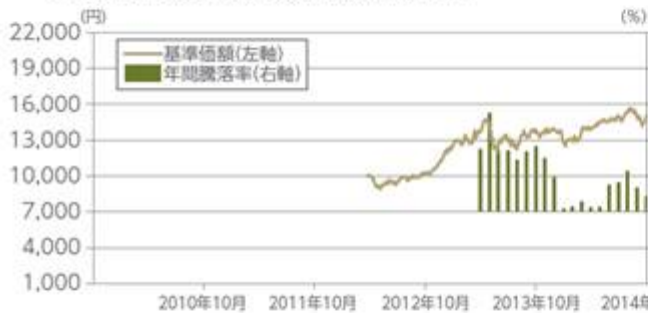
左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



JPM新興国高配当・成長株ファンド(年2回決算型)

<ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2009年11月～2014年10月の5年間における、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後、分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額または基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、ファンドは設定から6年未満で、設定日から2013年3月末までは年間騰落率が算出されないことから、それ以降の毎月末時点における年間騰落率を用いています。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(東証)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証が有しています。なお、ファンドは、東証証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東証証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

< 訂正前 >

運用委託先におけるリスク管理
(略)

(平成26年 3 月末現在)

(略)

委託会社におけるリスク管理
(略)

< 訂正後 >

運用委託先におけるリスク管理
(略)

(平成26年 9 月末現在)

(略)

委託会社におけるリスク管理
(略)

その他のリスク管理

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、投資者の換金に極力影響が生じないよう管理します。

< 当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細 >

委託会社等が当ファンドまたはマザーファンドにおいて行うことがある、自己または第三者の利益を
図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないこ
とを確保するための措置の詳細は以下のとおりです。

投資者の利益を害することとなる 潜在的なおそれのある取引の内容	投資者の利益を害しないことを確保するための措置
委託会社等の関係会社である証券会社 が引受けを行った有価証券のマザー ファンドでの組入れ	関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の組入れにあつては、社内規程等に基づき、原則として、関係会社である証券会社から購入せず、引受団に属する他の証券会社から購入することとしています。また、コンプライアンス部門は、組入れ後に組入れの事跡をモニタリングし、社内規程等に違反していないことを確認します。さらに、リスク管理部門が、組入銘柄が投資ガイドラインにおいて問題なく投資できるものであることを取引前・取引後においてモニタリングしています。

マザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社等の関係会社である証券会社等に対する発注	社内規程に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、リスク管理部門とインベストメント・ダイレクターが各証券会社への実際発注量を定期的にモニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかをコンプライアンス部門が確認しています。なお、マザーファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当ファンドの運用報告書で開示されます。
マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社等またはその関係会社の役員による売買等の取引	委託会社等の役員による有価証券の売買等の取引は、社内規程に基づき原則としてコンプライアンス部門の事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後にコンプライアンス部門が取引内容を精査し、役員取引の時期・銘柄が、マザーファンドにおいて取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。
マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社等が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）	一括発注は、社内規程に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。コンプライアンス部門は、配分結果が社内規程にしたがって公平になされたかどうかをモニタリングします。
マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ	委託会社等の役員が贈答、茶菓の接待等を受けた際は、原則として社内規程に基づきその内容をコンプライアンス部門に報告する義務があります。コンプライアンス部門は、当該報告に基づき、贈答、茶菓の接待等を受けたことが、特定の証券会社等への取引の発注や特定の銘柄の有価証券の組入れにつながっていないことをモニタリングします。
委託会社等またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使	マザーファンドで保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程に基づいて、当ファンドの受益者の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。インベストメント・ダイレクターは、議決権行使の前にその内容が社内規程に沿っているか確認します。
マザーファンドと、委託会社等が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）	有価証券届出書提出日現在、社内規程によりクロス取引は原則として禁止されています。今後、クロス取引を行う場合には、社内規程を変更して投資者の利益を損ねることのない一定の条件を定め、当該条件を満たすクロス取引のみを行うこととし、当該条件の逸脱がないことをコンプライアンス部門がモニタリングする体制を構築する予定です。
委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金	委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、財務部門が、社内規程にしたがった取得申込み等が行われていることをモニタリングします。

4【手数料等及び税金】

(1) 申込手数料

< 訂正前 >

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.78%（税抜3.50%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.78%（税抜3.50%）が上限となっています。

申込手数料*の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

* 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（3）信託報酬等

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 （3）信託報酬等」については、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.8036%（税抜1.67%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.864% （税抜0.80%）	年率0.864% （税抜0.80%）	年率0.0756% （税抜0.07%）
信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬*（信託財産の純資産総額に対し年率0.50%）が含まれています。

* 投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）その他の手数料等

<訂正前>

1 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）ならびに外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

～（略）

（略）

2（略）

（略）

3 監査費用を信託財産で負担します。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

<訂正後>

1 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）*ならびに外国為替取引にかかる費用*が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

* 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

外貨建資産の保管費用*が実費でかかります。

* 当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

～（略）

（略）

2（略）

（略）

3 監査費用*を信託財産で負担します。

* 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年5月末現在適用されるものです。

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年11月末現在適用されるものです。

（以下略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」については、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（1）投資状況

< JPM新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）>

（平成26年11月20日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,569,393,526	100.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	76,274	0.00
合計（純資産総額）		1,569,317,252	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPM新興国高配当・成長株マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

< JPM新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）>

（平成26年11月20日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	331,670,565	100.15
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	486,372	0.15
合計（純資産総額）		331,184,193	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）JPM新興国高配当・成長株マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成26年11月20日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	207,506,508	10.92
	メキシコ	31,936,233	1.68
	ブラジル	117,457,339	6.18
	イギリス	86,970,978	4.57
	トルコ	105,837,576	5.57
	ハンガリー	30,222,517	1.59
	ポーランド	33,823,810	1.78
	香港	306,777,999	16.13
	マレーシア	5,192,836	0.27

	タイ	72,025,560	3.79
	インドネシア	69,413,718	3.65
	韓国	62,347,954	3.28
	台湾	317,793,484	16.72
	インド	31,320,457	1.65
	カタール	24,944,531	1.31
	南アフリカ	243,972,885	12.83
	アラブ首長国連邦	26,562,458	1.40
	小計	1,774,106,843	93.32
新株予約権証券	イギリス	10,134,057	0.53
オプション証券等	イギリス	13,662,664	0.72
投資信託受益証券	シンガポール	20,972,227	1.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	82,209,024	4.33
合計(純資産総額)		1,901,084,815	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1ファンドの性格(1)ファンドの目的及び基本的性格(二)ファンドの特色」をご参照ください。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

< J P M新興国高配当・成長株ファンド(毎月決算型) >

(平成26年11月20日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J P M新興国高配当・成長株マザー ファンド(適格機関投資家専用)	931,999,244	1.6636	1,550,567,142	1.6839	1,569,393,526	100.00

< J P M新興国高配当・成長株ファンド(年2回決算型) >

(平成26年11月20日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J P M新興国高配当・成長株マザー ファンド(適格機関投資家専用)	196,965,714	1.5064	296,709,152	1.6839	331,670,565	100.15

（参考）J P M新興国高配当・成長株マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成26年11月20日現在）

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	台湾	株式	TAIWAN SEMI CONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	15,006	2,449.31	36,754,364	2,663.27	39,965,049	2.10
2	南アフリカ	南アフリカ	株式	BARCLAYS AFRICA GROUP LIMITED	銀行	20,349	1,652.08	33,618,363	1,911.71	38,901,590	2.05
3	南アフリカ	南アフリカ	株式	BIDVEST GROUP LIMITED	資本財	11,339	3,044.01	34,516,071	3,400.51	38,558,406	2.03
4	タイ	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE PUBLIC (F)	電気通信サービス	45,100	806.40	36,368,640	853.20	38,479,320	2.02
5	台湾	台湾	株式	SILICONWARE PRECISION INDUSTRIES COMPANY	半導体・半導体製造装置	224,000	150.51	33,716,256	171.20	38,349,024	2.02
6	香港	中国	株式	WYNN MACAU LIMITED	消費者サービス	88,000	410.71	36,143,184	409.95	36,076,128	1.90
7	インドネシア	インドネシア	株式	PT TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	電気通信サービス	1,304,300	27.48	35,853,902	27.19	35,470,438	1.87
8	南アフリカ	南アフリカ	株式	IMPERIAL HOLDINGS LIMITED	小売	16,631	1,905.31	31,687,244	2,103.96	34,990,959	1.84
9	アメリカ	韓国	株式	SK TELECOM CO LTD-ADR	電気通信サービス	10,397	3,222.40	33,503,341	3,364.25	34,978,176	1.84
10	香港	中国	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	24,000	1,407.01	33,768,446	1,430.27	34,326,576	1.81
11	南アフリカ	南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	14,295	2,523.69	36,076,182	2,381.53	34,044,017	1.79
12	ポーランド	ポーランド	株式	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	保険	2,021	16,615.11	33,579,147	16,736.17	33,823,810	1.78
13	韓国	韓国	株式	KT & G CORP	食品・飲料・タバコ	3,266	9,872.54	32,243,748	10,202.69	33,322,018	1.75
14	南アフリカ	南アフリカ	株式	LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDINGS PTE LTD	ヘルスケア機器・サービス	75,239	448.72	33,761,279	440.54	33,146,541	1.74
15	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	387,000	84.21	32,589,488	85.19	32,969,149	1.73
16	香港	中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHIN- H	銀行	434,000	74.98	32,541,667	75.43	32,740,092	1.72
17	アメリカ	ブラジル	株式	AMBEV SA-ADR	食品・飲料・タバコ	42,496	778.84	33,097,745	760.09	32,300,797	1.70
18	台湾	台湾	株式	TAIWAN MOBILE CO LTD	電気通信サービス	85,000	371.51	31,578,350	377.25	32,066,675	1.69
19	メキシコ	メキシコ	株式	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO SAB DE CV-A	家庭用品・パーソナル用品	114,609	277.37	31,789,616	278.65	31,936,233	1.68
20	台湾	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	48,000	705.57	33,867,369	654.93	31,436,640	1.65
21	インド	インド	株式	COAL INDIA LIMITED	エネルギー	47,004	673.24	31,645,349	666.33	31,320,457	1.65
22	台湾	台湾	株式	QUANTA COMPUTER INC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	109,000	279.59	30,475,310	283.42	30,892,780	1.63
23	台湾	台湾	株式	CHENG SHIN RUBBER INDUSTRY CO LTD	自動車・自動車部品	111,000	254.31	28,228,632	277.67	30,821,925	1.62
24	イギリス	ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	5,606	5,785.19	32,431,817	5,496.76	30,814,865	1.62
25	香港	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO- H	エネルギー	98,000	316.99	31,065,216	308.61	30,243,780	1.59
26	ハンガリー	ハンガリー	株式	OTP BANK NYRT	銀行	15,450	1,964.52	30,351,911	1,956.14	30,222,517	1.59
27	ブラジル	ブラジル	株式	TRACTEBEL ENERGIA SA	公益事業	19,053	1,571.17	29,935,657	1,562.64	29,772,980	1.57
28	ブラジル	ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL SA	銀行	23,511	1,470.26	34,567,292	1,265.73	29,758,775	1.57
29	南アフリカ	南アフリカ	株式	THE FOSCHINI GROUP LTD	小売	19,772	1,211.64	23,956,665	1,483.55	29,332,925	1.54
30	香港	中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	514,000	53.49	27,495,093	56.54	29,061,765	1.53

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（イ）ファンドの目的」の記載に基づき、どこへの投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）>

（平成26年11月20日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）>

（平成26年11月20日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.15

（参考）J P M新興国高配当・成長株マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成26年11月20日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	エネルギー	8.58
		素材	6.16
		資本財	4.66
		運輸	1.20
		自動車・自動車部品	3.09
		耐久消費財・アパレル	0.99
		消費者サービス	5.43
		小売	3.38
		食品・生活必需品小売り	1.46
		食品・飲料・タバコ	4.76
		家庭用品・パーソナル用品	1.68
		ヘルスケア機器・サービス	1.74
		銀行	15.47
		保険	1.78
		ソフトウェア・サービス	0.96
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.37
		電気通信サービス	14.13
		公益事業	3.92
		半導体・半導体製造装置	7.56
小計			93.32
新株予約権証券	-		0.53
オプション証券等	-		0.72
投資信託受益証券	-		1.10

投資不動産物件

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）>

該当事項はありません。

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）>

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）>

該当事項はありません。

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）>

該当事項はありません。

（3）運用実績

純資産の推移

平成26年11月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末または計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）>

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり 純資産額 （円） （分配落）	1口当たり 純資産額 （円） （分配付）
第1 特定期間末	（平成24年10月19日）	4,920	4,934	1.0139	1.0169
第2 特定期間末	（平成25年4月19日）	8,641	8,665	1.1121	1.1151
第3 特定期間末	（平成25年10月21日）	3,659	3,669	1.0750	1.0780
第4 特定期間末	（平成26年4月21日）	1,654	1,659	1.0433	1.0463
第5 特定期間末	（平成26年10月20日）	1,323	1,327	0.9347	0.9377
	平成25年11月末日	2,732	-	1.0694	-
	平成25年12月末日	2,474	-	1.0425	-
	平成26年1月末日	2,063	-	0.9581	-
	平成26年2月末日	1,915	-	0.9727	-
	平成26年3月末日	1,700	-	1.0163	-
	平成26年4月末日	1,474	-	1.0373	-
	平成26年5月末日	1,441	-	1.0686	-
	平成26年6月末日	1,462	-	1.0080	-
	平成26年7月末日	1,499	-	1.0409	-
	平成26年8月末日	1,447	-	1.0550	-
	平成26年9月末日	1,361	-	0.9747	-
	平成26年10月末日	1,379	-	0.9787	-
	平成26年11月20日	1,569	-	1.0403	-

（注）純資産総額（分配付）および1口当たり純資産額（分配付）は特定期間末日のものです。

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）>

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり 純資産額 （円） （分配落）	1口当たり 純資産額 （円） （分配付）
1期	(平成24年10月19日)	1,427	1,427	1.0267	1.0267
2期	(平成25年4月19日)	1,817	1,817	1.3351	1.3351
3期	(平成25年10月21日)	621	621	1.3882	1.3882
4期	(平成26年4月21日)	447	447	1.4118	1.4118
5期	(平成26年10月20日)	299	299	1.4445	1.4445
	平成25年11月末日	636	-	1.3850	-
	平成25年12月末日	588	-	1.3932	-
	平成26年1月末日	502	-	1.2838	-
	平成26年2月末日	447	-	1.3075	-
	平成26年3月末日	445	-	1.3709	-
	平成26年4月末日	435	-	1.4037	-
	平成26年5月末日	390	-	1.4502	-
	平成26年6月末日	333	-	1.4531	-
	平成26年7月末日	323	-	1.5053	-
	平成26年8月末日	318	-	1.5304	-
	平成26年9月末日	311	-	1.5020	-
	平成26年10月末日	311	-	1.5125	-
	平成26年11月20日	331	-	1.6124	-

分配の推移

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）>

期	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	0.0120
第2特定期間	0.1880
第3特定期間	0.0780
第4特定期間	0.0480
第5特定期間	0.1380

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）>

期	1口当たり分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000

収益率の推移

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）>

期	収益率（％）
第1特定期間	2.59
第2特定期間	28.23
第3特定期間	3.68
第4特定期間	1.52
第5特定期間	2.82

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）>

期	収益率（％）
1期	2.67
2期	30.04
3期	3.98
4期	1.70
5期	2.32

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（4）設定及び解約の実績

下記特定期間中または計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末または計算期間末の残存口数は次の通りです。

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）>

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第1特定期間	5,939,432,188	1,086,913,584	4,852,518,604
第2特定期間	7,087,944,794	4,169,705,250	7,770,758,148
第3特定期間	568,710,138	4,935,139,100	3,404,329,186
第4特定期間	239,049,103	2,057,163,519	1,586,214,770
第5特定期間	514,215,748	684,904,407	1,415,526,111

（注1）第1特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注2）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）>

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	1,569,999,756	179,305,475	1,390,694,281
2期	1,048,446,825	1,077,873,029	1,361,268,077
3期	46,375,178	959,592,773	448,050,482
4期	104,310,929	235,522,890	316,838,521
5期	45,736,894	155,361,084	207,214,331

（注1）第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注2）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

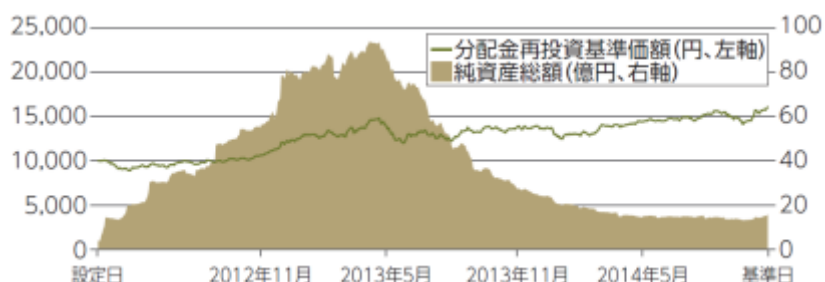
<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）

基準日	2014年11月20日	設定日	2012年4月20日
純資産総額	15億円	決算回数	年12回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
27期	2014年7月	30
28期	2014年8月	30
29期	2014年9月	630
30期	2014年10月	30
31期	2014年11月	30
	設定来累計	4,670

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
台湾	18.8%
中国	17.2%
南アフリカ	12.8%
ブラジル	10.5%
ロシア	7.2%
その他	29.2%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
米ドル	17.8%
新台幣ドル	16.7%
香港ドル	16.1%
南アフリカランド	12.8%
ブラジルレアル	6.2%
その他	26.1%

業種別構成状況

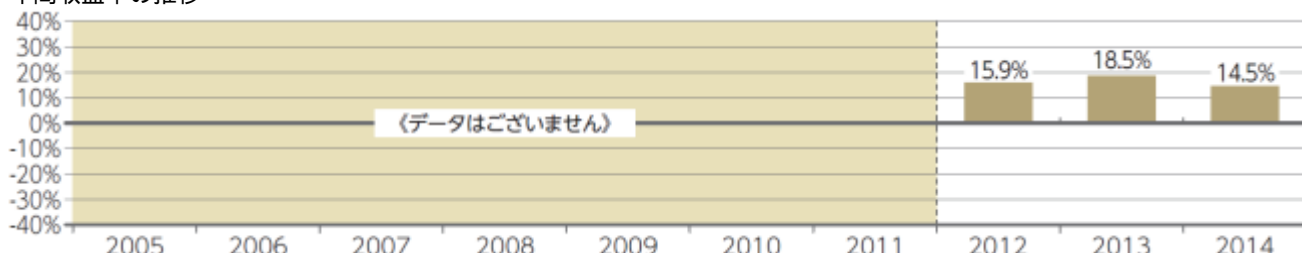
業種	投資比率 2
銀行	15.5%
電気通信サービス	14.1%
エネルギー	8.6%
半導体・半導体製造装置	7.6%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.4%
その他	41.1%

* 上記比率にファンドで保有するオプション証券等 3、株価連動社債 4および投資信託証券は含んでいません。

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国 ^{#1}	通貨	業種	投資比率 ^{#2}
1	台湾積体回路製造	台湾	米ドル	半導体・半導体製造装置	2.1%
2	パークレイズ・アフリカ・グループ	南アフリカ	南アフリカランド	銀行	2.0%
3	ビッドヴェストグループ	南アフリカ	南アフリカランド	資本財	2.0%
4	アドバンスト・インフォ・サービス	タイ	タイバーツ	電気通信サービス	2.0%
5	硅品精密工業	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	2.0%
6	永利澳門	中国	香港ドル	消費者サービス	1.9%
7	テレコムニカシ・インドネシア	インドネシア	インドネシアルピア	電気通信サービス	1.9%
8	インペリアルホールディングス	南アフリカ	南アフリカランド	小売	1.8%
9	S Kテレコム	韓国	米ドル	電気通信サービス	1.8%
10	中国移动	中国	香港ドル	電気通信サービス	1.8%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

* 2012年の年間収益率は設定日から年末営業日、2014年の年間収益率は前年末営業日から2014年11月20日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 投資信託証券とは、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券の総称です。

* 当ページにおける「ファンド」は、J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格(1) ファンドの目的及び基本的性格(イ) ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。
- オプション証券等は、金融商品取引法第2条第1項第19号に規定する有価証券（オプションを表示する証券または証書）のことです。
- 株価連動社債（ELN）とは、株式または同株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とし組成される社債をいいます。

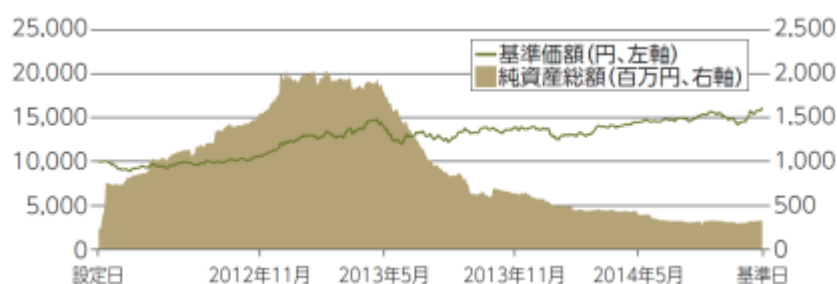
<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）

基準日	2014年11月20日	設定日	2012年4月20日
純資産総額	331百万円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
1期	2012年10月	0
2期	2013年4月	0
3期	2013年10月	0
4期	2014年4月	0
5期	2014年10月	0
	設定来累計	0

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
台湾	18.8%
中国	17.3%
南アフリカ	12.8%
ブラジル	10.5%
ロシア	7.2%
その他	29.2%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
米ドル	17.8%
新台幣ドル	16.7%
香港ドル	16.1%
南アフリカランド	12.8%
ブラジルリアル	6.2%
その他	26.2%

業種別構成状況

業種	投資比率 2
銀行	15.5%
電気通信サービス	14.1%
エネルギー	8.6%
半導体・半導体製造装置	7.6%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.4%
その他	41.2%

* 上記比率にファンドで保有するオプション証券等 3、株価連動社債 4および投資信託証券は含んでいません。

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国*1	通貨	業種	投資比率*2
1	台湾積体回路製造	台湾	米ドル	半導体・半導体製造装置	2.1%
2	パークレイズ・アフリカ・グループ	南アフリカ	南アフリカランド	銀行	2.0%
3	ビッドヴェストグループ	南アフリカ	南アフリカランド	資本財	2.0%
4	アドバンスト・インフォ・サービス	タイ	タイバーツ	電気通信サービス	2.0%
5	硅品精密工業	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	2.0%
6	永利澳門	中国	香港ドル	消費者サービス	1.9%
7	テレコムニカシ・インドネシア	インドネシア	インドネシアルピア	電気通信サービス	1.9%
8	インペリアルホールディングス	南アフリカ	南アフリカランド	小売	1.8%
9	S Kテレコム	韓国	米ドル	電気通信サービス	1.8%
10	中国移动	中国	香港ドル	電気通信サービス	1.8%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = (年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1) × 100

* 2012年の年間収益率は設定日から年末営業日、2014年の年間収益率は前年末営業日から2014年11月20日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 投資信託証券とは、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券の総称です。

* 当ページにおける「ファンド」は、J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1ファンドの性格(1)ファンドの目的及び基本的性格(イ)ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。
- オプション証券等は、金融商品取引法第2条第1項第19号に規定する有価証券（オプションを表示する証券または証書）のことです。
- 株価連動社債（ELN）とは、株式または同株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とし組成される社債をいいます。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

申込みの中止

<訂正前>

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

<訂正後>

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

申込取扱場所

<訂正前>

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。
販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

<訂正後>

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。
販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

2 【換金（解約）手続等】

換金の中止

<訂正前>

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

<訂正後>

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。)により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

3【資産管理等の概要】

(1) 資産の評価

<訂正前>

(略)

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先:

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL: 03 - 6736 - 2350 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

HPアドレス: <http://www.jpmorganasset.co.jp>

<訂正後>

(略)

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先:

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL: 03 - 6736 - 2350 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

HPアドレス: <http://www.jpmorganasset.co.jp/>

(5) その他

<訂正前>

信託の終了等(詳しくは、信託約款をご参照ください。)

(a) 信託契約の解約

a. ~ c. (略)

d. 前記b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. (略)

(b) ~ (e) (略)

信託約款の変更等(詳しくは、信託約款をご参照ください。)

(a) (略)

(b) 委託会社は、前記(a)の場合(信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)において、書面決議を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c) (略)

- (d) 前記(b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e)、(f)(略)
- (g) 前記(a)から(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書

委託会社は、「毎月決算型」について4月、10月の計算期間終了日毎および償還時に、「年2回決算型」について計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

(略)

(略)

<訂正後>

信託の終了等(詳しくは、信託約款をご参照ください。)

- (a) 信託契約の解約
- a. ~ c. (略)
- d. 前記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. (略)
- (b) ~ (e) (略)

信託約款の変更等(詳しくは、信託約款をご参照ください。)

- (a) (略)
- (b) 委託会社は、前記(a)の場合のうち重大なもの(以下「重大な約款の変更等」といいます。)において、書面決議を行います。「重大な約款の変更等」とは、信託約款の変更のうちその内容が重大なもの、および併合のうち受益者の利益に及ぼす影響が軽微でないものをいいます。(以下同じ。)この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) (略)
- (d) 前記(b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e)、(f)(略)
- (g) 前記(a)から(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。以下(g)において同じ。)の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書

委託会社は、「毎月決算型」について4月、10月の計算期間終了日毎および償還時に、「年2回決算型」について計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。これによ

り、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

(略)

(略)

反対受益者の換金について

前記 (a) b . または (b) における書面決議において、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行うことが決議された場合に、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。ただし、当該受益者は、前記「2 換金(解約)手続等」の通り、原則として毎営業日に自己に帰属する受益権を解約請求により換金することができます。

4【受益者の権利等】

<訂正前>

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) ~ (3) (略)

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「3 資産管理等の概要(5) その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

<訂正後>

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) ~ (3) (略)

(4) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」については、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間（平成26年4月22日から平成26年10月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JPM新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成26年4月21日現在)	当期 (平成26年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,662,482,699	1,329,462,466
未収入金	6,259,710	5,141,874
流動資産合計	1,668,742,409	1,334,604,340
資産合計	1,668,742,409	1,334,604,340
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,758,644	4,246,578
未払解約金	6,259,710	5,141,874
未払受託者報酬	115,864	87,133
未払委託者報酬	2,648,236	1,991,615
その他未払費用	49,922	24,886
流動負債合計	13,832,376	11,492,086
負債合計	13,832,376	11,492,086
純資産の部		
元本等		
元本	1,586,214,770	1,415,526,111
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,68,695,263	2,92,413,857
（分配準備積立金）	111,704,786	2,059
元本等合計	1,654,910,033	1,323,112,254
純資産合計	1,654,910,033	1,323,112,254
負債純資産合計	1,668,742,409	1,334,604,340

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成25年10月22日 至 平成26年4月21日)	当期 (自 平成26年4月22日 至 平成26年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	5,012,087	56,616,333
営業収益合計	5,012,087	56,616,333
営業費用		
受託者報酬	868,361	551,059
委託者報酬	1 19,848,063	1 12,595,579
その他費用	340,857	201,758
営業費用合計	21,057,281	13,348,396
営業利益又は営業損失()	26,069,368	43,267,937
経常利益又は経常損失()	26,069,368	43,267,937
当期純利益又は当期純損失()	26,069,368	43,267,937
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	8,135,897	3,023,114
期首剰余金又は期首欠損金()	255,296,409	68,695,263
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,708,876	16,548,099
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,986,636	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,722,240	16,548,099
剰余金減少額又は欠損金増加額	84,430,752	26,441,709
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	83,606,663	24,256,207
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	824,089	2,185,502
分配金	2 113,945,799	2 191,460,333
期末剰余金又は期末欠損金()	68,695,263	92,413,857

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成26年4月19日および平成26年4月20日が休日のため、信託約款第35条により、第4特定期間末日を平成26年4月21日としております。また、平成26年10月19日が休日のため、第5特定期間末日を平成26年10月20日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成26年4月21日現在)	当期 (平成26年10月20日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	3,404,329,186円	1,586,214,770円
期中追加設定元本額	239,049,103円	514,215,748円
期中一部解約元本額	2,057,163,519円	684,904,407円
2 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は92,413,857円です。
特定期間末日における受益権の総数	1,586,214,770口	1,415,526,111口
1口当たりの純資産額	1.0433円	0.9347円
(1万口当たりの純資産額)	(10,433円)	(9,347円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 (自 平成25年10月22日 至 平成26年4月21日)	当期 (自 平成26年4月22日 至 平成26年10月20日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.50%を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程	(自 平成25年10月22日 至 平成25年11月19日)	(自 平成26年4月22日 至 平成26年5月19日)
費用控除後の配当等収益額	3,491,460円	6,894,457円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	344,411,835円	179,367,774円
分配準備積立金額	322,444,587円	94,089,261円
当ファンドの分配対象収益額	670,347,882円	280,351,492円
当ファンドの期末残存口数	2,983,273,198口	1,455,096,466口
1万口当たり収益分配対象額	2,247.02円	1,926.68円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	8,949,819円	4,365,289円
	(自 平成25年11月20日 至 平成25年12月19日)	(自 平成26年5月20日 至 平成26年6月19日)
費用控除後の配当等収益額	6,416,428円	4,314,569円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	285,406,886円	176,685,151円
分配準備積立金額	260,817,512円	88,632,344円
当ファンドの分配対象収益額	552,640,826円	269,632,064円
当ファンドの期末残存口数	2,462,522,312口	1,397,237,315口
1万口当たり収益分配対象額	2,244.20円	1,929.75円
1万口当たり分配金額	330.00円	630.00円
収益分配金金額	81,263,236円	88,025,950円
	(自 平成25年12月20日 至 平成26年1月20日)	(自 平成26年6月20日 至 平成26年7月22日)
費用控除後の配当等収益額	110,200円	6,332,917円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	270,665,732円	183,035,903円
分配準備積立金額	175,181,678円	4,815,399円
当ファンドの分配対象収益額	445,957,610円	194,184,219円
当ファンドの期末残存口数	2,329,142,962口	1,439,741,254口
1万口当たり収益分配対象額	1,914.68円	1,348.74円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	6,987,428円	4,319,223円
	(自 平成26年1月21日 至 平成26年2月19日)	(自 平成26年7月23日 至 平成26年8月19日)
費用控除後の配当等収益額	3,959,794円	8,873,593円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	244,118,870円	185,807,491円
分配準備積立金額	151,544,540円	6,724,222円
当ファンドの分配対象収益額	399,623,204円	201,405,306円
当ファンドの期末残存口数	2,099,159,563口	1,459,249,507口
1万口当たり収益分配対象額	1,903.72円	1,380.19円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	6,297,478円	4,377,748円
	(自 平成26年2月20日 至 平成26年3月19日)	(自 平成26年8月20日 至 平成26年9月19日)
費用控除後の配当等収益額	1,301,828円	6,604,608円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	8,682,016円
収益調整金額	222,582,349円	175,223,804円
分配準備積立金額	132,789,532円	9,782,542円
当ファンドの分配対象収益額	356,673,709円	200,292,970円
当ファンドの期末残存口数	1,896,398,081口	1,367,072,150口
1万口当たり収益分配対象額	1,880.79円	1,465.12円
1万口当たり分配金額	30.00円	630.00円
収益分配金金額	5,689,194円	86,125,545円
	(自 平成26年3月20日 至 平成26年4月21日)	(自 平成26年9月20日 至 平成26年10月20日)
費用控除後の配当等収益額	9,071,453円	4,090,632円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	186,184,161円	118,786,766円
分配準備積立金額	107,391,977円	3,712円
当ファンドの分配対象収益額	302,647,591円	122,881,110円
当ファンドの期末残存口数	1,586,214,770口	1,415,526,111口
1万口当たり収益分配対象額	1,907.98円	868.09円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	4,758,644円	4,246,578円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JPM新興国高配当・成長株マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成26年4月21日現在)	当期 (平成26年10月20日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれ た評価差額(円)
親投資信託受益証券	123,771,591	93,545,185
合計	123,771,591	93,545,185

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表(平成26年10月20日現在)

(イ)株式

該当事項はありません。

(ロ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	JPM新興国高配当・成長株マザーファンド (適格機関投資家専用)	882,542,795	1,329,462,466	
合計			882,542,795	1,329,462,466	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

JPM新興国高配当・成長株ファンド(年2回決算型)

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成26年4月22日から平成26年10月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

【 J P M 新興国高配当・成長株ファンド（年 2 回決算型）】

（ 1 ） 【 貸借対照表 】

（ 単位：円 ）

	第 4 期 (平成26年 4 月21日現在)	第 5 期 (平成26年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	452,177,583	302,524,277
未収入金	-	572,707
流動資産合計	452,177,583	303,096,984
資産合計	452,177,583	303,096,984
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	572,707
未払受託者報酬	201,197	132,426
未払委託者報酬	4,598,675	3,026,757
その他未払費用	57,422	37,772
流動負債合計	4,857,294	3,769,662
負債合計	4,857,294	3,769,662
純資産の部		
元本等		
元本	1 316,838,521	1 207,214,331
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	130,481,768	92,112,991
（分配準備積立金）	85,306,792	50,535,516
元本等合計	447,320,289	299,327,322
純資産合計	447,320,289	299,327,322
負債純資産合計	452,177,583	303,096,984

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 4 期 (自 平成25年10月22日 至 平成26年 4 月21日)	第 5 期 (自 平成26年 4 月22日 至 平成26年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	4,947,192	14,003,047
営業収益合計	4,947,192	14,003,047
営業費用		
受託者報酬	201,197	132,426
委託者報酬	1 4,598,675	1 3,026,757
その他費用	57,422	37,772
営業費用合計	4,857,294	3,196,955
営業利益	89,898	10,806,092
経常利益	89,898	10,806,092
当期純利益	89,898	10,806,092
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	8,205,654	8,206,621
期首剰余金又は期首欠損金 ()	173,940,822	130,481,768
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,179,894	23,265,518
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39,179,894	23,265,518
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,934,500	64,233,766
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,934,500	64,233,766
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金 ()	130,481,768	92,112,991

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成26年4月19日および平成26年4月20日が休日のため、信託約款第35条により、第4期計算期間末日を平成26年4月21日としております。また、平成26年10月19日が休日のため、第5期計算期間末日を平成26年10月20日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第4期 (平成26年4月21日現在)	第5期 (平成26年10月20日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	448,050,482円	316,838,521円
期中追加設定元本額	104,310,929円	45,736,894円
期中一部解約元本額	235,522,890円	155,361,084円
計算期間末日における受益権の総数	316,838,521口	207,214,331口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.4118円 (14,118円)	1.4445円 (14,445円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第4期 (自平成25年10月22日 至平成26年4月21日)	第5期 (自平成26年4月22日 至平成26年10月20日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.50%を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	4,610,166円	5,838,152円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	3,685,386円	- 円
収益調整金額	45,174,976円	41,577,475円
分配準備積立金額	77,011,240円	44,697,364円
当ファンドの分配対象収益額	130,481,768円	92,112,991円
当ファンドの期末残存口数	316,838,521口	207,214,331口
1万口当たり収益分配対象額	4,118.24円	4,445.30円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JPM新興国高配当・成長株マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各計算期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期 (平成26年4月21日現在)	第5期 (平成26年10月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	12,178,797	5,161,227
合計	12,178,797	5,161,227

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（平成26年10月20日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	JPM新興国高配当・成長株マザーファンド （適格機関投資家専用）	200,825,994	302,524,277	
合計			200,825,994	302,524,277	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPM新興国高配当・成長株マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM新興国高配当・成長株マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成26年4月21日現在)	(平成26年10月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		25,055,974	33,233,237
コール・ローン		1,048,842	999,563
株式		1,988,384,532	1,542,009,031
オプション証券等		60,992,132	37,400,889
社債券		10,849,492	9,244,143
投資信託受益証券		26,537,591	20,323,676
派生商品評価勘定		20,491	-
未収入金		4,378,423	2,783,600
未収配当金		3,710,841	2,185,565
流動資産合計		2,120,978,318	1,648,179,704
資産合計		2,120,978,318	1,648,179,704
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		105,881	50,589
未払金		-	10,431,949
未払解約金		6,259,710	5,714,581
流動負債合計		6,365,591	16,197,119
負債合計		6,365,591	16,197,119
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,449,688,272	1,083,368,789
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		664,924,455	548,613,796
元本等合計		2,114,612,727	1,631,982,585
純資産合計		2,114,612,727	1,631,982,585
負債純資産合計		2,120,978,318	1,648,179,704

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式、オプション証券等、社債券、投資信託受益証券および投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成26年4月21日現在)	(平成26年10月20日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本 額、期中追加設定元本額および期中解 約元本額		
期首元本額	3,029,446,797円	1,449,688,272円
期中追加設定元本額	280,898,197円	390,419,806円
期中解約元本額	1,860,656,722円	756,739,289円
本報告書における開示対象ファンドの期末 における元本の内訳（注）		
J P M新興国高配当・成長株ファン ド（毎月決算型）	1,139,701,583円	882,542,795円
J P M新興国高配当・成長株ファン ド（年2回決算型）	309,986,689円	200,825,994円
合 計	1,449,688,272円	1,083,368,789円
本報告書における開示対象ファンドの特定 期間末日または計算期間末日における受益 権の総数	1,449,688,272口	1,083,368,789口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.4587円 (14,587円)	1.5064円 (15,064円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式、オプション証券等、社債券、投資信託受益証券、投資証券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っております。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成26年4月21日現在)	(平成26年10月20日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	19,496,645	20,907,558
オプション証券等	5,854,280	5,436,684
社債券	372,822	648,073
投資信託受益証券	3,734,920	150,546
合計	17,750,107	26,841,769

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成26年4月21日現在)				(平成26年10月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	4,320,282	-	4,340,773	20,491	-	-	-	-
	売建								
	アメリカドル	13,000,000	-	13,052,213	52,213	13,499,979	-	13,550,568	50,589
	南アフリカランド	4,320,282	-	4,373,950	53,668	-	-	-	-
合計		21,640,564	-	21,766,936	85,390	13,499,979	-	13,550,568	50,589

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成26年10月20日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	LUKOIL-SPON ADR	5,606	48.94	274,357.64	
	JSC MMC NORILSK NICKEL ADR	13,846	17.45	241,681.93	
	PHOSAGRO OAO-GDR REG S	9,900	10.95	108,405.00	
	SEVERSTAL-GDR REGS	13,936	10.08	140,474.88	
	VALE SA-SP PRF A ADR	11,150	9.49	105,813.50	
	EMBRAER SA-ADR	5,554	36.38	202,054.52	
	AMBEV SA-ADR	37,446	6.65	249,015.90	
	SBERBANK OF THE RUSSIA-SPONSORED ADR LI	33,252	7.48	248,758.21	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	13,984	13.61	190,322.24	
	SK TELECOM CO LTD-ADR	10,397	27.26	283,422.22	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	15,006	20.72	310,924.32	
小計	銘柄数：	11		2,355,230.36	
				(252,362,933)	
	組入時価比率：	15.5%		16.4%	
メキシコペソ	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO SAB DE CV-A	114,829	31.99	3,673,379.71	
	小計	銘柄数：	1	3,673,379.71	
				(29,056,433)	
	組入時価比率：	1.8%		1.9%	
ブラジルリアル	CCR SA	17,404	17.32	301,437.28	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	13,381	37.60	503,125.60	
	BANCO DO BRASIL SA	23,511	31.99	752,116.89	
	CIELO SA	9,212	38.70	356,504.40	
	AES TIETE SA	3,481	14.67	51,066.27	
	TRACTEBEL ENERGIA SA	17,823	34.30	611,328.90	
小計	銘柄数：	6		2,575,579.34	
				(113,273,979)	
	組入時価比率：	6.9%		7.3%	
トルコ・リラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	10,214	45.25	462,183.50	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIKALARI TAS	46,880	4.50	210,960.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	36,703	13.50	495,490.50	
	ARCELIK A.S.	26,599	12.60	335,147.40	
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	54,939	5.88	323,041.32	
小計	銘柄数：	5		1,826,822.72	
				(87,102,907)	
	組入時価比率：	5.3%		5.6%	
ハンガリーフォリント	OTP BANK NYRT	14,500	4,042.00	58,609,000.00	
小計	銘柄数：	1		58,609,000.00	
				(26,180,640)	
	組入時価比率：	1.6%		1.7%	
ポーランドズロチ	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	2,021	473.50	956,943.50	
小計	銘柄数：	1		956,943.50	
				(30,985,830)	
	組入時価比率：	1.9%		2.0%	
香港ドル	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	98,000	20.80	2,038,400.00	
	CNOOC LTD	162,000	12.46	2,018,520.00	
	JIANGSU EXPRESSWAY COMPANY LTD-H	30,000	8.13	243,900.00	
	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO LTD-H	38,000	7.63	289,940.00	
	MGM CHINA HOLDINGS LTD	57,600	23.20	1,336,320.00	
	SJM HOLDINGS LIMITED	76,000	15.48	1,176,480.00	
	WYNN MACAU LIMITED	92,000	26.95	2,479,400.00	
	BANK OF CHINA LTD-H	546,000	3.51	1,916,460.00	

	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	366,000	5.51	2,016,660.00	
	HANG SENG BANK	12,400	128.60	1,594,640.00	
	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHIN-H	434,000	4.92	2,135,280.00	
	VTECH HOLDINGS LIMITED	7,500	92.85	696,375.00	
	CHINA MOBILE LTD	23,500	91.95	2,160,825.00	
小計	銘柄数：	13		20,103,200.00	
				(277,625,192)	
	組入時価比率：	17.0%		18.2%	
マレーシアリングット	LAFARGE MALAYSIA BERHAD	15,200	10.14	154,128.00	
小計	銘柄数：	1		154,128.00	
				(5,047,692)	
	組入時価比率：	0.3%		0.3%	
タイバーツ	SIAM CEMENT PCL NVDR	12,400	432.00	5,356,800.00	
	THE SIAM CEMENT PUBLIC COMPANY LTD(F)	8,400	430.00	3,612,000.00	
	ADVANCED INFO SERVICE PUBLIC (F)	45,100	224.00	10,102,400.00	
小計	銘柄数：	3		19,071,200.00	
				(63,125,672)	
	組入時価比率：	3.9%		4.1%	
インドネシアルピア	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	42,100	19,500.00	820,950,000.00	
	PT TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	1,368,100	2,805.00	3,837,520,500.00	
	PT PERUSAHAAN GAS NEGARA	403,800	5,775.00	2,331,945,000.00	
小計	銘柄数：	3		6,990,415,500.00	
				(62,214,697)	
	組入時価比率：	3.8%		4.0%	
韓国ウォン	KANGWON LAND INC	8,160	33,300.00	271,728,000.00	
	KT & G CORP	3,266	92,700.00	302,758,200.00	
小計	銘柄数：	2		574,486,200.00	
				(58,080,554)	
	組入時価比率：	3.6%		3.8%	
新台湾ドル	CHENG SHIN RUBBER INDUSTRY CO LTD	111,000	66.40	7,370,400.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	32,000	216.50	6,928,000.00	
	ASUSTEK COMPUTER INC	18,000	291.50	5,247,000.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	45,000	185.00	8,325,000.00	
	QUANTA COMPUTER INC	109,000	73.00	7,957,000.00	
	SIMPLO TECHNOLOGY CO LTD	17,000	144.00	2,448,000.00	
	TRIPOD TECHNOLOGY CORP	50,000	54.20	2,710,000.00	
	FAR EASTONE TELECOMMUNICATIONS CO LTD	56,000	63.00	3,528,000.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	85,000	97.00	8,245,000.00	
	MEDIATEK INC	7,000	420.00	2,940,000.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS CORPORATION	39,000	150.00	5,850,000.00	
	RADIANT OPTO-ELECTRONICS CORPORATION	47,000	101.00	4,747,000.00	
	SILICONWARE PRECISION INDUSTRIES COMPANY	224,000	39.30	8,803,200.00	
小計	銘柄数：	13		75,098,600.00	
				(264,347,072)	
	組入時価比率：	16.2%		17.1%	
インドルピー	COAL INDIA LIMITED	47,004	350.65	16,481,952.60	
小計	銘柄数：	1		16,481,952.60	
				(29,008,236)	
	組入時価比率：	1.8%		1.9%	
カタールリアル	INDUSTRIES QATAR	3,584	182.40	653,721.60	
小計	銘柄数：	1		653,721.60	
				(19,265,175)	
	組入時価比率：	1.2%		1.2%	
南アフリカランド	SASOL LIMITED	1,869	557.77	1,042,472.13	
	BIDVEST GROUP LIMITED	11,339	285.02	3,231,841.78	
	IMPERIAL HOLDINGS LIMITED	16,631	178.40	2,966,970.40	

	THE FOSCHINI GROUP LTD	19,772	113.45	2,243,133.40	
	AVI LTD	30,320	67.01	2,031,743.20	
	LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDINGS PTE LTD	73,590	42.01	3,091,515.90	
	BARCLAYS AFRICA GROUP LIMITED	20,349	154.69	3,147,786.81	
	MTN GROUP LTD	13,525	236.70	3,201,367.50	
小計	銘柄数：	8		20,956,831.12	
				(202,652,556)	
	組入時価比率：	12.4%		13.1%	
アラブ首長国連邦 ディルハム	FIRST GULF BANK PJSC	43,136	17.20	741,939.20	
小計	銘柄数：	1		741,939.20	
				(21,679,463)	
	組入時価比率：	1.3%		1.4%	
合計				1,542,009,031	
				(1,542,009,031)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
オプション証券等	アメリカドル	ETIHAD ETISALAT COMPANY(JP)2016 P-NT CW		10,030.00	221,429.30	
		YANBU NATL PETROCHEMICAL(ML)2016 P-NT CW		7,820.00	127,622.40	
	計	銘柄数：	2	17,850.00	349,051.70	
					(37,400,889)	
		組入時価比率：	2.3%		55.9%	
	小計				37,400,889	
					(37,400,889)	
社債券	アメリカドル	AL-RAJHI BANK(CS)2015 P-NT ELN		5,126.00	86,272.92	
	計	銘柄数：	1	5,126.00	86,272.92	
					(9,244,143)	
		組入時価比率：	0.6%		13.8%	
	小計				9,244,143	
					(9,244,143)	
投資信託受益証券	アメリカドル	HUTCHISON PORT HOLDINGS TRUST-U		281,000	189,675.00	
	計	銘柄数：	1	281,000	189,675.00	
					(20,323,676)	
		組入時価比率：	1.2%		30.3%	
	小計				20,323,676	
					(20,323,676)	
	合計				66,968,708	
					(66,968,708)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）>

（平成26年11月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	1,588,115,505	円
負債総額	18,798,253	円
純資産総額(-)	1,569,317,252	円
発行済口数	1,508,559,085	口
1口当たり純資産額(/)	1.0403	円

< J P M新興国高配当・成長株ファンド（年2回決算型）>

（平成26年11月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	331,680,564	円
負債総額	496,371	円
純資産総額(-)	331,184,193	円
発行済口数	205,401,053	口
1口当たり純資産額(/)	1.6124	円

（参考）J P M新興国高配当・成長株マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成26年11月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	1,935,950,015	円
負債総額	34,865,200	円
純資産総額(-)	1,901,084,815	円
発行済口数	1,128,964,958	口
1口当たり純資産額(/)	1.6839	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

資本金の額（平成26年5月末現在）

（略）

会社の意思決定機構（平成26年6月1日現在）

（略）

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することをそれぞれの委員会に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会

（ロ）リスク管理上の重要な事項：リスク・コミッティー

投資運用の意思決定機構

（イ）～（ハ）（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成26年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

資本金の額（平成26年11月末現在）

（略）

会社の意思決定機構

（略）

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会

（ロ）リスク管理上の重要な事項：リスク・コミッティー

投資運用の意思決定機構

（イ）～（ハ）（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成26年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年5月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	72	946,512
公募単位型株式投資信託	4	16,815
公募追加型債券投資信託	2	462,422
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	886,420
総合計	140	2,312,169
親投資信託	64	-

（注）百万円未満は四捨五入

<訂正後>

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年11月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	71	816,013
公募単位型株式投資信託	4	12,434
公募追加型債券投資信託	2	353,443
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	1,103,793
総合計	139	2,285,683
親投資信託	62	-

(注)百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。)に基づいて作成していません。

第24期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成していません。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。)に基づいて作成していません。

第24期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成していません。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成していません。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第25期中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

< 追加 >

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,882,204	
有価証券			7,113,715	
前払費用			55,697	
未収入金			110,485	
未収委託者報酬			4,138,178	
未収収益			2,516,175	
関係会社短期貸付金			2,749,000	
繰延税金資産			611,153	
その他			6,232	
流動資産計			21,182,843	97.6
固定資産				
投資その他の資産			515,935	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		21,747		
長期預け金		231,748		
敷金保証金		27,519		
繰延税金資産		126,742		
前払年金費用		9,857		
その他		38,319		
固定資産計			515,935	2.4
資産合計			21,698,779	100.0

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			112,242	
未払金			3,111,311	
未払手数料		1,986,415		
その他未払金	1	1,124,896		
未払費用			723,530	
未払法人税等			1,013,177	
賞与引当金			1,176,120	
流動負債計			6,136,382	28.3
固定負債				
長期未払金			242,176	
賞与引当金			572,927	
役員賞与引当金			154,823	
固定負債計			969,927	4.5
負債合計			7,106,309	32.7

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,374,638	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,340,961		
株主資本計			14,592,638	67.3
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			168	
評価・換算差額等計			168	0.0
純資産合計			14,592,469	67.3
負債・純資産合計			21,698,779	100.0

(2) 中間損益計算書

		第25期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			8,123,902	
運用受託報酬			3,495,885	
業務受託報酬			763,622	
その他			81,811	
営業収益計			12,465,222	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,432,252	
支払手数料		3,762,883		
調査費		1,303,533		
その他営業費用		365,835		
一般管理費			5,354,228	
営業費用・一般管理費計			10,786,481	86.5
営業利益			1,678,740	13.5
営業外収益	1	113,187		
営業外収益計			113,187	0.9
営業外費用	2	10,268		
営業外費用計			10,268	0.1
経常利益			1,781,660	14.3
税引前中間純利益			1,781,660	14.3
法人税、住民税及び事業税			995,832	8.0
法人税等調整額			284,512	2.3
中間純利益			1,070,340	8.6

重要な会計方針

項目	第25期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末 （平成26年9月30日）	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 （自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）	
1	営業外収益のうち主要なもの（千円） 投資有価証券売却益 90,954
2	営業外費用のうち主要なもの（千円） 為替差損 10,168

（リース取引関係）

第25期中間会計期間末 （平成26年9月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	534,002 千円
1年超	306,891 千円
合計	840,893 千円

（金融商品関係）

第25期中間会計期間末（平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,882,204	3,882,204	-
(2) 有価証券	7,113,715	7,113,715	-
(3) 未収委託者報酬	4,138,178	4,138,178	-
(4) 未収収益	2,516,175	2,516,175	-
(5) 関係会社短期貸付金	2,749,000	2,749,000	-
(6) 投資有価証券	21,747	21,747	-
(7) 長期預け金	231,748	231,523	224
資産計	20,652,770	20,652,546	224
(1) 未払手数料	1,986,415	1,986,415	-
(2) その他未払金	1,124,896	1,124,896	-
(3) 未払費用	723,530	723,530	-
(4) 長期未払金	242,176	241,962	213
負債計	4,077,018	4,076,805	213

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第25期中間会計期間末（平成26年9月30日）

1．関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	21,747	22,010	262
合計		21,747	22,010	262

(注) 有価証券（中間貸借対照表計上額 7,113,715千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第25期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,123,902	3,495,885	763,622	81,811	12,465,222

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
10,511,536	1,953,685	12,465,222

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（1株当たり情報）

第25期中間会計期間 （自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）	
1株当たり純資産額	259,352円52銭
1株当たり中間純利益金額	19,023円20銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,070,340千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,070,340千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（平成26年3月末現在）
 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的: 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	24百万ポンド	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

(3) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
1	株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
3	丸三証券株式会社	10,000百万円	同 上

2【関係業務の概要】

(3) 販売会社

<訂正前>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

<訂正後>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月3日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）の平成26年4月22日から平成26年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPM新興国高配当・成長株ファンド（毎月決算型）の平成26年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年12月3日

JPMorgan Asset Management株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM新興国高配当・成長株ファンド(年2回決算型)の平成26年4月22日から平成26年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPM新興国高配当・成長株ファンド(年2回決算型)の平成26年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

JPMorgan Asset Management株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月12日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。